

令和7年度(2025年度)「ひのくにピカピカ運動」実施要領

1 目的

例年、秋から冬にかけては日没が早まり、夕暮れ時から夜間・早朝にかけての交通事故が多発する傾向にあることから、広く県民に注意を喚起するとともに、特に、「反射材の活用」と「前照灯の早め点灯」等の実践を促し、交通事故防止を図ることを目的とする。

2 運動の重点

(1) 反射材の活用

(2) 前照灯の早め点灯と上向き点灯の励行

3 運動の期間

令和7年(2025年)10月15日(水)から

令和8年(2026年)1月31日(土)までの間

《「ひのくにピカピカ運動」県下一斉キャンペーン》

令和7年(2025年)10月31日(金)

前照灯一斉点灯時刻：午後5時

4 主唱 熊本県交通安全推進連盟

5 推進事項

(1) 反射材の活用(歩行者)

- 日没から日の出前の間に外出するときは、反射材を活用するとともに、明るい服装を心掛け、ドライバーからも目立つようにしましょう。

(2) 前照灯の早め点灯と上向き点灯の励行(車両)

- 夕暮れ時や日の出前の早朝には、意識して前照灯を早めに点灯し、自車の存在を周囲に知らせましょう。
- 対向車や前を走る車がないときは、前照灯を上向きで点灯し、歩行者の早期発見に努めましょう。

6 前照灯の早め点灯の『目安』

午後5時を目安に、前照灯の早め点灯に努めましょう。

7 運動の進め方

県・市町村、警察及び関係機関・団体(事業所や学校を含む。)は、所属の職員、会員、生徒等に対し、本運動を周知するとともに、相互の連携を密にし、広報啓発活動や街頭指導等を積極的に推進しましょう。